

## 知事意見への反映状況

知事意見		審議会	市町村 ※注1	県民等 ※注2	県
基本的な	1 関係市町及び地域住民に対し、事業の計画、実施の各段階において十分な情報提供を行うこと。	—	○	—	—
事業計画	2 事業用地は、地盤の液状化指標値が1.5以上と地震による液状化の危険性が極めて高い地盤であるとともに、洪水による最大浸水深が5m以上10m未満、浸水深0.5m以上の浸水継続時間が72時間以上の被害想定区域であることから、施設の被災により周辺環境への影響が生じないための保全措置を検討し、講じること。	○	○	—	—
複数案による検討	3 「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等の各項目の内容決定に当たり、各項目について複数条件を設定し、それらを組み合わせて複数案を立案して検討すること。 その際、次の点に留意すること。 ①各項目に係る複数条件の設定理由を示すこと。 ②複数案の比較評価の結果と考え方を一覧表等で分かりやすく示すこと。	○	—	—	—
大気質	4 排ガスの影響予測に必要な接地逆転層及び山谷風循環の状況をより正確に把握するため、上層気象観測回数の増加や、事業用地南側などの山の斜面上での通年の気象観測などを行うこと。	○	○	○	—
大気質・音・振動・騒音	5 農耕車両等現状の走行状況を十分把握した上で工事車両及び施設稼働後の廃棄物収集運搬車両の走行ルートを設定して予測・評価を行い、車両運行の平準化等の必要な保全措置を講じること。	—	○	—	—
騒音	6 評価方法について、環境基準との比較に加え、現状との変化を捉え、地域環境を踏まえた評価を行うこと。	○	—	—	—
水質汚濁	7 地下水の水質について、環境影響評価の実施項目に選定していないが、有害物質が含まれる可能性がある廃棄物を扱う施設であることから、選定について再検討し、その結果を理由とともに示すこと。	—	○	—	—

知事意見		審議会	市町村 ※注1	県民等 ※注2	県
水質汚濁 ・水象	8 浮遊物質量及び表流水の調査において、事業の影響を明確に予測・評価するために、事業予定地のの上流側にも調査地点を追加すること。	○	—	—	—
水質汚濁 ・水象	9 工事・施設排水の放流先河川における降雨時の調査について、調査目的に沿った適切な調査となるよう調査日を設定し、その設定理由を示すこと。	○	○	—	—
植物	10 事業実施地域は水田が多く、蘚苔類が繁殖しやすい環境であることから稀少な蘚苔類も調査対象とすること。	○	—	—	—
猛禽類 (動物)	11 猛禽類の調査について、「確認状況や繁殖状況により調査範囲の拡大や調査地点数の追加を検討する」としているが、検討に当たり知事と協議すること。	—	—	○	○
生態系	12 事業に係る水田の生態系の消失について、地域の生態系への影響の度を整理し、その上で保全措置を検討すること。 なお、代償を行う場合には、実施主体及び管理期間等を具体的に示すこと。	○	—	—	○
	13 生態系における特徴的、代表的な生物種の生息・生育環境に係る要因を整理し、各要因への影響についても予測、評価すること。 その際、要因には、光環境も含めること。	○	—	—	—
景観	14 景観への影響を面的に把握できるように、可視領域図（施設が見える範囲）を示すこと。	○	—	—	—
	15 施設景観の複数案について、すべて十分に周辺景観との調和を考慮したものを用いること。	○	—	—	○
	16 事業用地の前面道路である国道140号に、施設の近景を適切に予測・評価できる視点場を追加し、圧迫感を軽減する保全措置を検討し、講じること。	—	—	—	○
	17 フォトモンタージュによる予測について、煙突からの排ガスも含め、季節ごとにすべての視点場において行うこと。 その上で、保全措置を検討すること。	○	—	○	—

※注1：山梨県環境影響評価条例第十三条第三項に規定する市町村長の意見

※注2：同項に規定する意見概要書に記載された意見及び事業者の見解、公聴会で述べられた意見